

平成19年度 第2回液化石油ガス規格委員会 議事概要

I. 日 時:平成19年11月9日(金)14:00~16:00

II. 場 所:虎ノ門パストラル りんどう(新館3階)

III. 出席者(敬称略、順不同)

委員長:坪井

委員:青木、澤、佐藤、萩原、吉井、牛島(代理 内倉)、戸塚、井出、
津野、松原、三宮、満田、兵頭、北條

K H K:伊藤、丸山、北出、吉瀬

IV. 配付資料

資料14 液化石油ガス規格委員会委員名簿(案)

資料15 平成19年度第1回液化石油ガス規格委員会議事概要(案)

資料16 LPガス販売事業者用保安教育指針の改正について(案)

資料17 LPガス販売事業者用保安教育指針 新旧対照表 (案)

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

2. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員及び委員代理者が15名であることを報告し、規格委員会規程第14条第1項に定める定足数を満足していることを報告した。また、資料14に基づき津野委員の紹介を行った。

3. 液化石油ガス規格委員会委員名簿について

事務局から、資料14に基づき、「液化石油ガス規格委員会委員名簿(案)」について説明を行った後、当該委員名簿(案)の採決を実施したところ、出席委員及び代理者(15名)の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

4. 前回議事概要(案)の確認について

事務局から資料15に基づき、「平成19年度第1回液化石油ガス規格委員会議事概要(案)」について説明を行った後、当該議事録(案)の採決を実施したところ、出席委員及び代理者(15名)の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

5. LPガス販売事業者用保安教育指針の改正について

事務局から資料16「LPガス販売事業者用保安教育指針の改正について(案)」に基づき、説明を行った後、以下の意見交換等があった。

○保安教育指針の体系表はKHK技術基準に含まれるのか？またパブリックコメントの対象となるのか？

→KHK技術基準には含まず、またパブリックコメントの対象とは考えていない。

○パブリックコメント制度が形骸化していないか？

→パブリックコメントは法律や公的機関による基準の制定・改訂案について、広く意見、情報、改善案を求めるための一番最善の策として運用している制度である。

○規格委員会にて定めた規格により何か問題が起きた場合の委員の責任について懸念があり、免責について明記することも有用と考える。

→本規格委員会の親委員会である技術委員会事務局に問題提起する。

○液石法第18条第2項に基づき作成した基準が、今回改正の「LPガス販売事業者用保安教育指針」であるとしているが、これは販売事業者にとっては遵守すべき要求事項を示した基準となるのか、それともガイドラインとなるようなものであるのか？

→液石法第18条2項でいう「基準」とは広義な「基準」として捉えており、「指針」も含むと考えている。今回、改訂のものはあくまでも指針（「守ることが望まれる事項を示したもの」）として取り扱うものである。

以上の意見交換等があった後、資料16「LPガス販売事業者用保安教育指針の改正について(案)」の採決を実施したところ、出席委員及び代理者（15名）の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

6. LPガス販売事業者用保安教育指針 新旧対照表(案)について

事務局から資料17「LPガス販売事業者用保安教育指針 新旧対照表(案)」に基づき、説明を行った後、以下の意見交換等があった。

○資料17・P1「KHKS 1701 (2008) (案) 2. 保安教育体制」4行目に示す、「少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させることが必要であるとの法制面での運用がなされています。」とあるが、具体的にはどのようなものを指すのか？

→業務主任者講習などの義務講習を主にいい、他にも保安業務員の講習など業務内容によりさまざまな講習がある

○資料17・P8「新／LPガス販売事業者用保安教育指針 KHKS 1701 (2008) (案) 5. 1.1 配送業務の管理 B. 委託配送の場合」2行目「配送員(充てん作業員)」という記載は「配送員」＝「充てん作業員」という意味になってしまい、訂正したほうがよい。

→「配送員(充てん作業員を含む)」と訂正する。

○資料17・P8「KHKS 1701 (2008) (案)」5行目記載の「各種機器の期限管理」と

は具体的に何を指すのか分かりにくい。

またマイコンメーター、ガス漏れ警報器等、調整器、高・低圧ホースの他にもバルク貯槽の安全弁や容器の充てん期限など、法定期限切れ等の設備の管理の徹底を謳ったほうがよい。

→資料 17・P8「KHKS 1701 (2008) (案)」5 行目記載の「各種機器の期限管理」を「施設・設備等に関する期限管理」に訂正し、現行掲載予定の「マイコンメーター、ガス漏れ警報器等、調整器、高・低圧ホースの有効期限の管理」に関しての参考資料の他に、容器やバルク貯槽安全弁交換の法定期限についての資料等、必要な資料を掲載する。

また編集においては参考資料の紹介を行うが、本文中の記載とこの参考資料の紹介のリンクを分かりやすくするよう検討する。

○資料 17・P7「KHKS 1701 (2008) (案) 5. 8. バルク供給」に「バルク貯槽の安全弁の交換作業」が記載されているが、これは5. 9でも記載されており、内容重複しているので不要では？

→指摘の通り5. 8での記載を削除する。

○資料 17・P1「KHKS 1701 (2008) (案) 1. 2. 適用範囲」の書き方が、この基準が必須項目であるとの誤解を生じさせるおそれがある。

→誤解の無いよう訂正する。（「本指針は、LPガス販売事業者が液化石油ガス法第18条により保安教育を計画し、実施する場合に適用する。」に訂正する。）

○バルク貯槽の安全弁交換作業の注意喚起のため JLPA の基準引用してはどうか？

→参考資料で紹介させて頂く。

○資料 17・P1「KHKS 1701 (2008) (案) 1. 2. 適用範囲」に保安機関もこれを準用できるとしているが、充てん事業者も準用するように出来ないか？

→前回の改正時に、販売事業者はほぼ保安機関にもなりうるものとして、保安機関も準用できる内容とした。充てん事業者が準用できるような観点では、今のところ作業を行っておらず、今後の検討課題とさせて頂きたい。

○資料 17・P6「KHKS 1701 (2008) (案) 5. 3 LPガスの性質」1 行目に記載の「高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費の行為とその目的物であるLPガスについてその物性並びに漏えい、拡散、火災、爆発等に関する危険性を十分に習得することが必要です。」について、接頭語の「高圧ガスの」は「LPガスの」ではいけないのか？

→ここでは概念的な製造として「高圧ガスの」という言葉を用いている。「その目的物である」という言葉は削除する。

○資料 17・P7「KHKS 1701 (2008) (案) 5. 7 容器等の取扱い」6 行目記載の「高圧ガスの移動、貯蔵、消費及び廃棄における一般的注意事項」はLPガスの容器のみが対象であるので、「LPガスの移動、貯蔵、消費及び廃棄における一般的注意事項。」と訂正してはどうか？

→指摘のとおり訂正する。

○「1. 総則」が「ダ・デアル調」となっているのに対して、「2. 保安教育体制」以降の文体は「デスマス調」となっており、検討が必要。

以上の意見交換等があったため、これらに対応すべく資料17「LPガス販売事業者用保安教育指針 新旧対照表(案)」を事務局により訂正し、再度液化石油ガス規格委員会委員に郵送の上、書面による審議を行うこととした。書面審議の上、書面投票実施の同意が得られた場合は書面投票を行い、採決された場合はパブリックコメントを実施する。

7. 書面投票の説明

事務局より書面投票同意を得られた場合に実施する書面投票についての説明があった。

8. 販売事業所保安教育指針の編集について

販売事業所保安教育指針を改正し編集するにあたり、添付する関係様式や資料等の紹介を行った。

以上